

兵高教組 調査情報 2012年1月30日 28号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

高教組が県教委に申し入れ 返還免除の奨学金制度創設を要求

高教組は1月20日付で県教委に要求書(右頁)を提出し、文部科学省が来年度から「高校生修学支援基金」の3年間追加延長と制度改正を内定したことを受けて、県の「高等学校奨学資金貸与制度」(以下「県奨学金」)を改善し、とりわけ「低所得世帯の生徒等」に対して、返還の免除、減額、一定年収が得られるまで猶予などの制度を創設するように申し入れました。

「高校生就学支援基金」がどう改正されたのか

「高校生修学支援基金」とは、2008年のリーマンショック後、奨学金等を必要とする高校生が増えることを想定して、2009年度補正予算で総額485.7億円を措置し、2011年度までの3年間全都道府県に設置された基金です。兵庫県には約26億円の基金が設置されていますが、受給人数が増えた分など、2010年度末で4億円を取り崩したにすぎません。文部科学省は「給付制奨学金」の創設を概算要求していましたが閣議決定で見送られたことを受けて、それに代わるものとして「基金」の3年間の延長・追加と制度改正を決めました。今回制度改正される最大のポイントは、「低所得世帯の生徒等」に対して奨学金の増額や返還の免除・減額・猶予などの制度を設ける場合に限り、「基金」を今まで以上に取り崩すことが出来るようにしたことです。取り崩した「基金」に関しては国に返納する必要はありませんから、これを活用すれば、返還の免除・減額が、県の予算を使うことなく実現できます。当面3年間の延長となっていますが、「給付制奨学金制度」が実現するまでのつなぎとして活用することを、文部科学省も想定しているようです。

高教組、高校教育課と交渉 前向きな制度改善の検討を約束

1月27日、高教組は県教委と交渉を持ち、奨学金制度の改善を要求しました。それに対して、高校教育課長島副課長は、「とくに低所得世帯の生徒に対する制度の改善が出来るように検討していきたい」と回答しました。高教組は、返還免除の制度を作ることで、今年度の奨学生にも同様の制度を適用できるように制度改善することを重ねて要求しました。

兵高教組総発 164号
2012年1月20日

兵庫県教育委員会
教育長 大西 孝 様

兵庫県高等学校教職員組合
中央執行委員長 雨松 康之

「高校生修学支援基金」の制度改正に伴い、「奨学金事業」の改善を求める要求書

兵庫の高校生の修学を保障するために日頃からご尽力いただいていることに敬意を表します。さて、文部科学省が3年連続で概算要求していた「給付型奨学金事業」はまたもや閣議決定で見送られました。しかしながら、「低所得世帯の生徒等」(市町村民税の所得割の額が18,900円未満の低所得世帯の生徒、特定扶養控除見直しにより負担増となる世帯の生徒)を救済するため、文部科学省は、各都道府県に設置されている「高校生修学支援基金」を2014年度(平成26年度)まで3年間延長した上で、「返還猶予・減免制度を導入すること」「低所得世帯の生徒等以外の者にも返還の負担軽減制度を導入するかどうかは自治体の判断」などの前向きの制度改正を行うことを予定し、各都道府県に事前に改正の概要を連絡しました。

また、2012年度からの制度改正となりますが、2011年度中の奨学金受給者にも適用するかどうかは自治体の判断に任されています。

経済的に困窮しており奨学金を必要としながら、返済の不安から奨学金の利用をためらう生徒が少なからずいる現状を改善し、全ての子どもたちが安心して勉学に専念できる奨学金制度とすることが必要です。

下記の要求に対する、貴職の誠意ある回答を求めます。

記

1. 「高校生修学支援基金」を活用して、社団法人兵庫県高等学校教育振興会に委託している「高等学校奨学資金貸与制度」を改善し、以下の制度を導入すること。
 - (1) 「卒業後に一定の年収を得るまでの間は返還を猶予する制度」を設けること。その際「一定の年収」が少なくとも300万円となるように設定すること。
 - (2) 「低所得世帯の生徒等」に対して、返還減額制度や実質的に返還免除となる制度を積極的に導入すること。
 - (3) 「低所得世帯の生徒等」に対して「貸与額の増額」および「増額部分のみの貸与」を行い、それについては返還免除とすること。
 - (4) 「低所得世帯の生徒等」以外の者にも返還の負担軽減制度を導入すること。
2. 必要な生徒が改善された奨学金制度を積極的に活用できるよう、特に「低所得世帯の生徒等」について、周知を徹底すること。
3. 2011年度の奨学金受給者にも適用すること。

以上